

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月23日
【会社名】	中国塗料株式会社
【英訳名】	CHUGOKU MARINE PAINTS,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊 達 健 士
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	広島県大竹市明治新開1番7
【縦覧に供する場所】	中国塗料株式会社東京本社 (東京都千代田区霞が関三丁目2番6号 東京倶楽部ビルディング内)  中国塗料株式会社大阪支店 (大阪市西区江戸堀一丁目18番35号 肥後橋IPビル内)  株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長伊達健士は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2022年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。

当社グループは当社及び連結子会社23社で構成されておりますが、うち当社及び連結子会社13社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

なお、その他の連結子会社10社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、まず業務の相互依存、補完性の観点から事業拠点の分析を行い、国内の当社を本社拠点、中国の子会社3社を中国拠点、シンガポール及びマレーシアの子会社2社をシンガポール拠点、欧州の子会社4社を欧州拠点とみなし、その他の子会社は各社単位を事業拠点と分類しました。その後、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が大きい拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2021年12月27日付の訂正内部統制報告書にて開示した2021年3月31日時点における連結子会社のCHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai), Ltd.（以下「CMP上海」という。）及び当社の全社的な内部統制並びにCMP上海の決算・財務報告プロセスに係る内部統制の開示すべき重要な不備については、当連結会計年度末日において依然として開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

したがって、当連結会計年度末日時点において当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

当社は調査委員会より調査結果報告書入手後、以下のような再発防止策を策定いたしました。当該再発防止策を着実に実行しガバナンス体制及び内部統制の強化に努めてまいりましたが、当連結会計年度末日までに十分な期間がなく、下記の通り開示すべき重要な不備の是正を2022年3月31日までに完了することができませんでした。

### （1）当社における海外子会社管理の強化

海外子会社を管理する当社組織の明確化及び一元管理、当社の関係会社管理規則及び稟議規則の見直し

### （2）CMP上海の管理体制の見直し

会計及び内部統制に関する研修の実施、CMP上海内における日本人駐在員及び現地採用の幹部社員で構成される会議の開催、退職金マニュアルの整備

### （3）経理体制の見直し

CMP上海における会計知識に精通した人材の採用や専門家の活用、当社経理部における連結パッケージの数値情報等に関するチェックの強化

(4) コンプライアンスの徹底

コンプライアンスワークショップの実施

(5) 内部監査体制の強化

監査室の人員拡充、監査計画の見直し及び策定、海外子会社の人事規程類のレビュー

当社は、これらの開示すべき重要な不備を是正するために引き続き再発防止策を着実に実行し、ガバナンス体制及び内部統制の一層の強化を図ることにより、お客様、株主様等、ステークホルダーの皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

#### 4【付記事項】

「3 評価結果に関する事項」に記載した、開示すべき重要な不備を是正するための再発防止策について、当連結会計年度の末日から内部統制報告書提出日まで、以下の措置を実施いたしました。

・当社における海外子会社管理の強化

当社に海外管理部を新設し、海外情報の一元管理を実施いたしました。

また、当社の関係会社管理規則及び稟議規則を改定いたしました。

・経理体制の見直し

監査法人等に勤務経験のある、税務及び会計の専門家をCMP上海で採用いたしました。

・コンプライアンスの徹底

コンプライアンスワークショップ第1回目を実施いたしました。

・内部監査体制の強化

監査室の増員をするとともに、海外子会社の監査にも力点を置いた監査計画を策定いたしました。

また、海外子会社の人事規程類のレビューを実施いたしました。

#### 5【特記事項】

該当事項はありません。